

◇ 難聴者補聴器購入費助成のご案内 ◇

1 サービスの概要

対象者

- ① 村内に住所を有する18歳以上であること。
- ② 原則として両耳の聴力レベルが40dB以上であり、かつ、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、医師が補聴器の装着の必要があると認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めないこと。

対象補聴器

高度難聴用ポケット型	基準額： 44,000円	【付属品】 電池 イヤモールド	耐用年数 5年
高度難聴用耳かけ型	基準額： 46,400円		
耳あな型（レディメイド）	基準額： 92,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	基準額： 144,900円	電池	

※ 身体の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算する。

※ デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000円を加算する。

※ 耳あな型はポケット型及び耳かけ型の使用が困難で真に必要な方が対象となります。

自己負担

- 原則、見積額の1割が自己負担となります。
- ご自身の希望するデザイン・素材等を選択することにより購入費が基準額を超える場合、その差額については自己負担となります。

申請書類

- ① 「難聴者補聴器購入費給付申請書（様式第1号）」
- ② 医師による「難聴者補聴器購入費給付に係る意見書（様式第2号）」
- ③ 補聴器販売事業者が作成した「見積書」

2 補聴器購入の流れ

